者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成30年３月９日（金）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成14年度以降に次に掲げる工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚の補修・補強工事

上記工事は平成14年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

④　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑤　設計技術者のうち、いずれか１名は、平成19年度以降に設計監理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる業務の経験を有する者であること。

・道路橋における鋼上部工又は鋼橋脚の実施設計※１（補修・補強含む）

※１　実施設計とは、次のいずれかの設計業務をいう。

・首都高速道路における「実施設計」業務

・国土交通省における「詳細設計」業務

・その他発注期間における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成27年度及び平成28年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術提案書に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成

技術提案書の作成に当たっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書（３⑵の最終技術提案書を含む。）は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。また、工事費内訳書の作成にあたっては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査並びに最終技術提案書の提出　本工事は、一次審査及び二次審査の二段階により審査を行う。

一次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた一次最終技術提案書をもって二次審査を受ける技術提案者を選定する。

二次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出すること。技術提案書の評価は最終技術提案書に対して行う。

⑶　最終技術提案書の評価　最終技術提案書の評価項目は以下のとおりである。

①　実施設計及び工場製作に関する工夫（品質確保及び耐久性向上）

②　現場施工に関する工夫（現場施工における工夫、安全管理、工程管理）

③　周辺環境への配慮に関する工夫（環境対策）

⑷　工事費内訳書等の総額及び入札価格

詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

４　落札方式に関する事項

⑴　二次審査を受ける技術提案者の選定

①　選定方式

ア　３⑵により技術提案者から提出された一次最終技術提案書の内容を３⑶に応じて評価した技術評価点の高い順に原則上位３者を選定し、二次審査を受ける技術提案者とする。なお、選定された技術提案者が辞退した場合、又は技術提案者が二次審査段階で、二次審査を辞退した場合は、技術評価点が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を選定し、二次審査を受ける技術提案者として追加選定する場合がある。

イ　アにおいて、技術評価点が３番目となる者が２者以上あるときは、それら全者を二次審査を受ける技術提案者とする。

②　技術提案評価項目　技術提案評価項目は以下のとおりである。

ア　実施設計及び工場製作に関する工夫（品質確保及び耐久性向上）

イ　現場施工に関する工夫（現場施工における工夫、安全管理、工程管理）

ウ　周辺環境への配慮に関する工夫（環境対策）

⑵　落札者の選定

①　総合評価の方法　落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容を３⑶に応じて評価した技術評価点（配点30点）と、入札価格から得られる価格評価点（配点30点）を加算した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

②　選定方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から４⑵①によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。